



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 17

March 2016

海外トピック①

欧州法務事情シリーズ 第1回
ドイツ有限会社 (前編)

kpmg.com/jp



欧州法務事情シリーズ 第1回

ドイツ有限会社（前編）

KPMG Law 法律事務所 ドイツ

デュッセルドルフ事務所

KPMG Law デュッセルドルフ事務所代表

KPMG Law Region WEST 代表

ドイツ弁護士、税理専門弁護士

パートナー Maximilian Gröning

ドイツ弁護士

小林 あき

人口減少や取引先の海外移転等による国内需要の飽和に伴い、近年、大企業だけでなく中堅企業においても海外需要を取り込むため、海外事業展開が拡大傾向にあります。こうした中、各国の法規制動向を理解し、様々な課題を克服し、意図せぬ違反を回避することがますます重要になりつつあります。そこで、欧州法務事情シリーズにおいては、企業の欧州事業展開の中で必要な会社法やコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等の主要なトピックについて連載し、シリーズを通じて本社側、現地法人側で留意すべき事項について考察いたします。

第1回となる本稿は、ドイツの有限会社に関して解説します。ドイツの有限会社は、現地法人の形態のうち実際最も多く利用されています。

そこで、「ドイツ有限会社（前編）」は、ドイツにおけるビジネスの法的構造、有限会社の機関構成、有限会社設立に関しての手続きと必要書類について解説いたします。

また、次号の「ドイツ有限会社（後編）」では、有限会社の代表と経営、有限会社取締役の職務、権利と責任、有限会社のファイナンス制度などについて解説いたします。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



Maximilian Gröning

マクシミリアン・グレーニング



小林 あき

こばやし あき

【ポイント】

- ー ドイツに拠点を開設するにあたり、実際によく選択されるのは、現地法人（子会社）をドイツ有限会社として設立する方法である。
- ー ドイツ有限会社が最も多い理由は、広い定款自治や形成の自由、柔軟性、有限責任性などが挙げられる。
- ー 原則として、有限会社の社員は、引き受けた金額を限度とする出資義務を負うのみで、有限会社の債務には責任を負わない（有限責任性）。
- ー 社員総会は意思決定の中心的機関であり、基本的にすべての決定を自身で下す。社員総会は取締役に対して指示権を有している。
- ー ドイツ有限会社の取締役は、自己の責任において業務執行するわけではなく、定款および法律の範囲内において社員総会の指示に従いつつ業務を執行する。
- ー 比較的少ない資本金で設立可能、有限会社設立手続きも比較的容易。

I. ドイツ拠点拡大の方法

ドイツに拠点を開設するにあたり様々な方法が存在します。実際によく選択されるのは、現地法人（子会社）を資本会社として設立する方法です。この他には、人的会社としての現地法

人を設立することも可能となっています。また、既存の企業がドイツ支店を通して事業を展開することもできます（図表1参照）。

【図表1 ドイツ拠点拡大の方法】

ドイツ拠点拡大の方法		
現地法人	独立支店	その他の形態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立した法人格を持つ ・ 様々な種類の法人形式が可能(例:有限会社、株式会社、合資会社、合名会社、有限合名会社等) ・ 商業登記申請必要 ・ 営業届け必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立した法人格を持たず、(海外)本社の一部とみなされる ・ 独自の取引活動をし、地理的に本社から独立している ・ 本社の事業目的の範囲内で自立的に業務を遂行する ・ 執行権を伴った経営管理を行うと共に、独自の銀行口座、独自または本社を通じた会計、本社から配分された独自の事業資産を有している ・ (海外)本社の法則と定款の対象となるが、現地の第三者との法的関係はドイツ法が適用 ・ ドイツにおける商業登記申請と営業届け必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非独立支店(営業所)は、独自の裁量権は有しておらず完全に(海外)本社の支配下にある ・ (海外)本社から独立したビジネス活動は行わない(「駐在員事務所」や「代表事務所」といった事業内容) ・ ドイツにおける商業登記申請は不要 ・ 営業届け必要

1. 現地法人

現地法人(子会社)とは、既存の会社(親会社)により設立され主にその支配下に置かれた自立的企業体です。現地法人の設立にあたり、資本金会社または人的会社のいずれかで、より事業に適した法人格を選択することができます。一般に、法人格の選択に際しては、意図する株主の機能や納税にあたっての法的責任が決定的な要素となります。会社形態の基本構造は法によって規定されており、このため予見可能性と法的な確実性が提供されています。

(1) 資本金会社

資本金会社は株主による資本の出資を主な特徴としています。また、最低株式資本が定められています。資本金会社は一人または複数の出資者によって設立が可能です。ドイツで最も重要な会社形態は有限会社(Gesellschaft mit beschränkter Haftung 略称「GmbH」)および株式会社(Aktiengesellschaft 略称「AG」)です。株主は個人として有限責任を負います。

(2) 人的会社

無限責任社員ならびに有限責任社員からなる二元組織の会社で、ビジネス活動に個人的に関与しているのが人的会社の特徴です。人的会社には少なくとも二人の社員が必要です。無限責任社員の個人の責任範囲は無制限となり、最低出資資本は法的に定められていません。人的会社の会社形態としては民法上の組合(GbR)、合名会社(oHG)、合資会社(KG)そして有限合資会社(GmbH & Co. KG)等が挙げられます。

2. 支店

ドイツ国内・国外で既に商業登記済の事業を行っている企業本社は、ドイツに支店を設立することができます。支店は法的にも組織的にも本社事業の一部とみなされ、本社から独立分離した法人格を持ちません。本社がドイツ国外の企業である場合は、本社の所在する本国の法の支配を受けています。したがって、本社は債権者が支店に対し求める場合、自社の資産をもって責任を負うことになります。支店が負う義務、債務のすべてに対しても本社は法的責任を負います。

支店は、本社からの独立度により、法的に二種類の形態があります。いずれも、ドイツにおいて最低一人の常駐代表者が必要です。

(1) 独立支店(selbständige Zweigniederlassung)

独立支店は本社事業の一部とみなされますが、ある程度の自治権を有し、本社の事業目的の範囲内で独自のビジネス裁量権

を行使できます。また、独立支店は、執行権を伴った経営管理を行うと共に、独自の銀行口座、独自または本社を通じた会計、および本社から配分された独自の事業資産を有しています。独立支店設立には、ドイツの商業登記に支店登記申請と当局へ営業届けが必要です。

(2) 非独立支店(unselbständige Zweigniederlassung)

非独立支店はサポート業務およびビジネス履行に関する業務を行い、独自の裁量権は有しておらず完全に本社の支配下にあります。非独立支店はドイツにおけるビジネスコンタクトの維持とビジネスの開始に焦点をあてた活動を行います。商業登記に支店登記申請は不要、当局へ営業届けは必要です。

3. その他の会社形態

単に市場調査や初期の顧客開拓のために機能するべき事務所は「駐在員事務所」と定義されますが、この定義はドイツ商法には存在しないため、ドイツの「非独立支店」として登録されます。非独立支店は、独自の裁量権は有しておらず完全に本社の支配下にあります。商業登記に支店登記申請は不要、当局へ営業届けは必要です。

II. ドイツに有限会社が多い理由

有限会社は、他の形態の会社に対し歴史上自然に発生した会社形態ではなく、中小企業に適用するような簡易な形態の株式会社を求めて考案された会社形態です。中小企業において法人格と社員(出資者)の有限責任の特権を有しながらも、株式会社のような厳格な規制に服さず複雑な組織を単純化し、広い定款自治によって社員が会社に関して柔軟に規定ができるような会社形態を認めるべきとの要請から生まれた会社形態です。

ドイツ有限会社の社員(出資者)には大きな自立権が与えられていると同時に、有限会社の機関構造にもかなりの柔軟性を有しています。有限会社は、法律的に許容可能な目的であれば、どんな目的のためにも設立することができます。また、法令に反しない限り、定款の内容、機関の任務、運営の方法などを自由に決めることができます。

有限会社の最低資本金は、2万5,000ユーロであり、比較的少ない資本金で設立可能となっています。また、有限会社の債務については、原則として、有限会社の財産の範囲内で会社の債権者に対して責任を負います。また、原則として、有限会社の社員は、引き受けた金額を限度とする出資義務を負うのみで、有限会社の債務には責任を負いません(有限責任性)。

また、ドイツ有限会社の数が急増した理由としては、2008年

のドイツ有限会社法改正により、有限会社の設立手続きの規制が緩和されたことが挙げられます。この改正によって、1ユーロの資本金でも「企業者会社（有限責任）」と呼ばれる有限責任会社を設立することが可能となり、有限会社設立が簡素化されました。

現在、ドイツ全国の商業登記簿上115万6,434社の有限会社が登録されています¹。経済的にも有限会社は最も重要です。2013年の連邦統計庁²の統計によりますと、経済的活動³を行っているドイツ株式会社の数が7,791社であるのに対し、経済的活動⁴を行っているドイツ有限会社の数は、約67倍の51万8,427社となっています。売上高⁵についても、株式会社が8,225億5,060万ユーロであるのに対し、有限会社は2.7倍弱の2兆2,130億ユーロとなっています。

III. 有限会社と株式会社との比較

ドイツの有限会社と株式会社との比較は図表2のとおりです。

【図表2 有限会社と株式会社との比較】

	株式会社	有限会社
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 株主による資本の出資 ● 株主は個人として有限責任を負う ● 比較的、複雑なコーポレート・ガバナンス(二層型取締役会とは業務執行が執行役員に、業務監査が監査役に分離され、かつ両機関間の兼務が禁止されている取締役会である) ● 厳格な開示義務(たとえば、少数株主の保護) ● ドイツ株式会社のほとんどの規定が強行法規のため、形成の自由や定款自治は非常に限られている ● 株式会社の取締役は、自己の責任において業務執行する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社員による資本の出資、比較的少ない資本金で設立可能 ● 社員は個人として有限責任を負う ● 機関構造にかなりの柔軟性、単純化 ● 広い定款自治、形成の自由 ● 社員(親会社)は有限取締役に対して指示権を有している
設立発起人	● 1名(個人または法人)以上	● 1名(個人または法人)以上

資本金	50,000ユーロ以上	25,000ユーロ以上
必要的機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 取締役会 (Vorstand) ● 監査役会 (Aufsichtsrat) ● 株主総会 (Hauptversammlung) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 取締役(業務執行者) (Geschäftsführer) ● 社員総会 (Gesellschafterversammlung) ● 監査役会 (Aufsichtsrat) は共同決定法の適用を受ける場合のみ必要(500人以上の従業員の場合)
株主総会・社員総会	● 会社の定款やドイツ株式法に規定されている会社の基本的な決定の内容についてのみ決定を下す	● 意思決定の中心的機関、基本的にすべての決定を自身で下す
取締役(会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1名以上(ただし、基礎資本金300万ユーロ超の株式会社は、定款により1名と定めない限り、2名以上必要) ● 任期最長5年(再任可) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1名以上 ● 法定の任期なし。定款に規定可能
監査役会	<ul style="list-style-type: none"> ● 常に必要 ● メンバーは3名以上(3の倍数)で、基礎資本金の額により、最大限21名まで 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不要(共同決定法の適用を受ける場合のみ必要) ● 定款をもって、監査役会を設置すること
IPO	可能	不可能。非公開会社
株式譲渡・持分譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ● 自由に譲渡が可能 ● 定款に譲渡制限を定めることができる。(例:会社や株主総会の承認が必要等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自由に譲渡が可能 ● 公証を必要とする ● 定款に譲渡制限を定めることができる。(例:会社や社員総会の承認が必要等)

IV. ドイツ有限会社の機関構成

有限会社の必要的機関は、図表3のとおり社員総会 (Gesellschafterversammlung) と取締役 (Geschäftsführer「業務執行者」) の2つの機関です。有限会社においては、監査役会 (Aufsichtsrat) は必要的機関ではありませんが、定款をもって、監査役会を設置することができます。

有限会社の機関には上下関係があり、社員総会が会社の最上位の機関です。社員総会は、意思決定の中心的機関であり、業務執行に関する決定を含め、基本的にすべての決定を自身で下

1 1,156,434社の内の1,051,093社は GmbH (有限会社)、105,341社は UG (haftungsbeschränkt) (企業者会社 (有限責任))、株式会社 Aktiengesellschaft (AG): 15,716社、合資会社 Kommanditgesellschaft (KG): 254,013社、合名会社 Offene Handelsgesellschaft (OHG): 24,534社、Kornblum, Bundesweite Rechtsstatsachen zum Unternehmens- und Gesellschaftsrecht (Stand 1.1.2015), GmbHR 2015, 687-696参照。

2 Statistisches Bundesamt www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/OeffentlicheFinanzenSteuern/Steuern/Umsatzsteuer/Tabellen/Voranmeldungen_Rechtsformen.html

3 17,500ユーロを超える課税対象サービスおよび商品の販売 Steuerpflichtige mit Lieferungen und Leistungen über 17,500 Euro

4 17,500ユーロを超える課税対象サービスおよび商品の販売 Steuerpflichtige mit Lieferungen und Leistungen über 17,500 Euro

5 VAT免税取引 Umsätze ohne Umsatzsteuer

することができます。

ドイツ有限会社の取締役は、会社の業務執行および代表となる機関です。ドイツ株式会社における取締役とは異なり、有限会社の取締役は、自己の責任において業務執行するわけではなく、定款および法律の範囲内において、社員総会の指示に従いつつ業務を執行します。取締役は、定款に定めた事業目的の範囲以内の活動について経営の責任を負います⁶。

有限会社法は社員総会に機関構成の自由を与えています。すなわち、有限会社の機関構成は、定款によって変更することができます。したがって、有限会社の社員総会は、定款の規定によりいつでも監査役会 (*Aufsichtsrat*) や社員委員会 (*Gesellschafterausschuss*)、役員会 (*Verwaltungsrat*)、顧問会 (*Beirat*) などを任意で設置することができます。また、ドイツ有限会社法⁷の原則に反しない限り、定款の規定により社員総会の権限を、取締役や監査役会に与えることもできます。

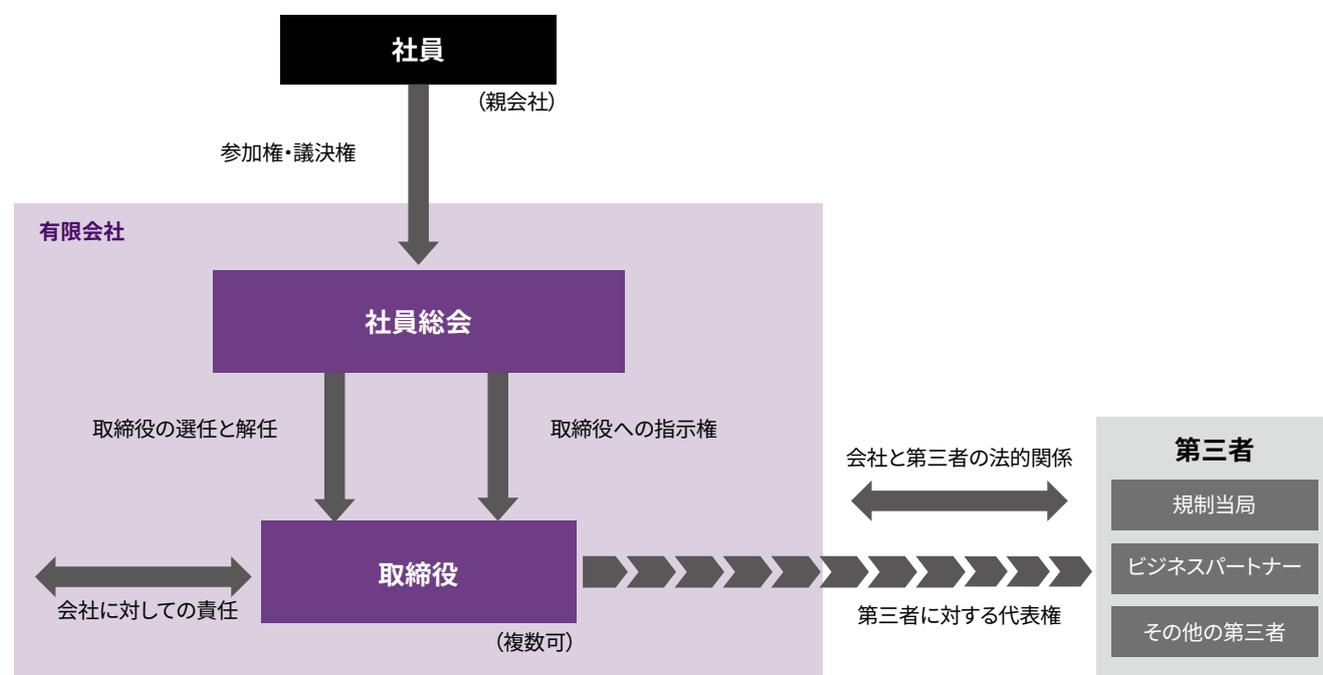
基本的には、機関構成は自由に決定することが可能ですが、例外として、監査役会を設置しなければならない場合があります。たとえば、500人超の従業員を有する有限会社は監査役会を設置しなければならず、かつ、その監査役の3分の1は従業員であることを要します⁸。さらに、従業員が2,000人を超える有限会社⁹にあつてはドイツ共同決定法 (*Mitbestimmungsgesetz*) の

規定があり、また、鉱山産業を企業目的とする有限会社にあつては炭鉄鋼共同決定法⁹が適用されることにも注意しておく必要があります。この場合は、株式会社法上の強行法が、有限会社において任意に設立された監査役会に適用されます。

V. 有限会社の設立手続き

有限会社は、法律上許されるすべての目的のために、1名（個人または法人）または数名の出資者（社員）により設立することができます（ドイツ有限会社法1条）。有限会社の社員や取締役の国籍や居住地は問われません。しかしながら、ドイツ国内の商用住所と現地住所が必要となります。また、実際は、取締役がEU以外の国籍の者である場合は、少なくとも一人の取締役はドイツに居住すること、もしくは、いつでもドイツに入国することが可能であることが望ましいことがあります（「ドイツ有限会社（後編）」参照）。有限会社には最低資本金として2万5,000ユーロが必要です。最低資本金は現金または現物で出資することも可能です。現物での出資を行う場合は、定款などにおいて取り決められ、また見積価格の報告を行う必要があります。また、資産はすべて出資されなければなりません。

【図表3 ドイツ有限会社の基本的機関構成】



6 取締役の義務と責任について、「ドイツ有限会社（後編）」参照。

7 例えば、社員総会は最高機関であること。Zöllner, in: Baumbach/Hueck, GmbHG, 20. Aufl. § 45 Rn. 7参照。

8 監査役会における労働者の3分の1参加に関する法律」、略称「3分の1参加法」（*Gesetz über die Drittelbeteiligung der Arbeitnehmer im Aufsichtsrat - Drittelbeteiligungsgesetz*）

9 *Gesetz über die Mitbestimmung der Arbeitnehmer in den Aufsichtsräten und Vorständen der Unternehmen des Bergbaus und der Eisen und Stahl erzeugenden Industrie - Montan-MitbestG*

最低資本金を現金で出資する場合の設立の手続きは図表4の4ステップに分類されます。

【図表4 有限会社の設立手続き】



1. 定款の作成

定款は会社の基本的事項を記載した内部的自治法規であり、企業の事業目的や機関構成を明確に輪郭づけるものです。有限会社の定款は自由裁量の余地が大きく、このため有限会社は非常に柔軟性の高い法人組織となっています。定款には絶対的の必要記載事項として会社の商号(社名)、所在地、事業の目的、基本資本金の額、また、各社員が資本金に拠出する出資(基本出資)を引き受けた数および持分の額面を記載する必要があります(ドイツ有限会社法3条1項1号~4号参照)。絶対的の必要記載事項の他、定款にたとえば、営業年度が暦年度でない場合はその規定、取締役の代表の形式、取締役および社員総会の業務執行に関する権利、およびその行使や権限(ドイツ有限会社法37条、45条)、持分の譲渡に関する要件、特に会社の承諾を要するもの(ドイツ有限会社法15条5項)、利益処分(ドイツ有限会社法29条)、監査役会の設置(ドイツ有限会社法52条)などを任意で記載することができます。

(1) 会社の商号(社名)と所在地

会社の商号(社名)は、会社を表示ないし特徴づけることに適しており、かつ他社との区別ができることが必要であり(ドイツ商法18条1項、6条1項参照)、紛らわしい表示は認められません(ドイツ商法18条2項、6条1項参照)。また、類似の商号が地域に既に登記されている場合も認められません(ドイツ商法30条1項)。「Gesellschaft mit beschränkter Haftung」(有限責任会社)または短縮した一般的な文字、「GmbH」等の略称を用いる必要があります(ドイツ有限会社法4条1文)。所在地(会社本店所在地の市町村名¹⁰)は、ドイツ国内である必要があります。所在地により、裁判所管轄区域や納税地等が決定されます。

(2) 事業の目的

事業の目的とは、会社の具体的な活動の種類や分野を指します。事業の目的は登記簿に記載され、第三者に対して会社が今後どのような活動をするかを明らかにします。また、社内においては、事業目的が取締役の活動範囲を指定するものとなり、取締役は定められている事業目的に従う義務があります。その義務に反して、取締役が定款に定めている事業目的以外の活動を行う場合は、取締役は会社に対して責任を負います。

事業の目的の表現につきましては、会社活動の重点が明らかであり、また識別できることが必要であると解されており、抽象的・包括的な表現は登記裁判所(簡易裁判所)で認められません。ただし、業務内容を個別かつ詳細に記述する必要はなく、業種が明確になれば十分であると解されています。

(3) 有限会社の資本金(基本資本金)

有限会社の資本金は、基本資本金(Stammkapital)と呼ばれ、最低基本資本金として2万5,000ユーロが必要です。資本金最低額を下回る資本で設立される会社は、「有限会社」ではなくなり、商号に「Unternehmergeellschaft (haftungsbeschränkt)」(企業者会社(有限責任))あるいは、その略称である「UG (haftungsbeschränkt)」という字句が含まれる必要があります。法人である有限会社において、会社の負う債務の引当てとなるのは会社財産のみであり、会社債権者は原則として社員の個人財産を引当てにすることはできません。また、原則として、会社の債権者に対して社員は直接責任を負いません。例外的に、有限会社において社員が会社債務に責任を負う場合もありますが、この「透視責任」(Durchgriffshaftung)と呼ばれる社員の責任のケースは非常に限られています¹¹。原則としては、会社の債権者に対して有限会社の資本のみが、担保機能を果たす唯一

10 例えば、「デュッセルドルフ市」で十分であるが、登記申請書には、登記裁判所(簡易裁判所)に対して、営業住所を記載する必要があるため、その場合は、市町村名の他、通りの名および番地を記載する必要がある。

11 過少資本を要件事実とした一般的な責任はもはや存在せず、良俗違反を理由とする不法行為責任(ドイツ民法826条)のみが考えられると論じている。Baumbach/Hueck/Fastrich, § 5 Rn 6参照。

のものとなります。基本資本金の金額を決めるにあたり留意すべき点は主に、会社の実際の資金需要と過小資本にならないことです。

(4) 基本出資の引受数、持分額面

各社員が資本金に拠出する出資（基本出資）を引き受けた数および持分の額面について定める必要があります。各持分の額面に最低額の制限はありませんが、ユーロで表示する必要があり、1ユーロ以下の持分の額面は許されません。総持分の額面の総額は、基本出資と一致しなければなりません。

(5) 代表人、取締役

代表人、取締役を定款で決定することも可能ですが、通常は設立時の社員総会決議で選任されます¹²。その際に、取締役がいかなる代表権（単独代表権・共同代表権）を有するかを決定します。ドイツ民法181条の制限において、自己取引・双方代理は原則として禁じられています。ドイツ法上では、① 代理人が一方で本人（*Vertretener*）を代理し、同時にもう一方で自己で法的行為を行うこと（自己取引）（つまり、一人の者が契約などの法的行為において、契約の両側で取引を行うこと）、または、② 一方でAを代理し、同時にもう一方でBを代理して、AとBの間の法律行為を行う（双方代理）ことは禁じられています。定款または社員決議により、代表者をドイツ民法181条の制限（自己取引・双方代理の禁止）から免除することができます。

(6) プロクリスト（会社の代理人）

また、会社の代理人として、取締役の他に、プロクリスト（*Prokurist*）を選任することもできます。プロクリストとは、事業主、または法的代表人より商法の定める代理権（*Prokura*）を与えられた者（自然人）を指します。プロクリストは、会社の業務に関して、あらゆる裁判上、裁判外の法律行為ならびに法的行為を会社の名前で行うことができます。ただし、不動産の譲渡と担保の差し入れのみ（その権限が特別に与えられていない限り）行うことができません。プロクリストに付した代理権についての制限は、第三者に対して効力がなく、内部関係においてのみ有効です。プロクリストを選任した場合は、商業登記簿に登記する必要があります。また、プロクリストを選任する場合は、プロクリストがいかなる代理権（単独代理権・共同代理権）も決定する必要があります。与えた代理権（*Prokura*）は、いつでも撤回することができます。また、代理権は、与えられた者に限られており、他人に譲渡することはできません。

2. 定款の公証

定款は作成後に公証される必要があります（ドイツ有限会社法2条1項1文）。その際、原則として社員（親会社）がドイツ公証人の面前で定款に署名を行う必要があります。したがって、基本的には、社員（親会社）の代表取締役がドイツ公証人の前で署名することが原則となっていますが、代理人（たとえばドイツの弁護士）による定款の署名も許されています。つまり、社員が日本法人でその代表取締役が定款認証時にドイツへ赴くことができない場合等は、委任状を作成のうえ、委任を受けた者（たとえば、ドイツ弁護士や設立中ドイツ有限会社の取締役）がドイツ公証人の面前で定款の署名を行うことが許されています。代理人による定款の署名は、公証人が作成、または認証した委任状に基づく場合にのみ許されています（ドイツ有限会社法2条2項）。実務上は、ドイツ有限会社の社員になる者が作成した委任状を日本公証人のもとへ持ち込み、署名の認証を得る方法が通常です。そこで非常に大事なことは、委任を与える日本親会社の代表取締役本人が日本公証人の面前で委任状に署名して、署名認証を受けることです。日本法で認められている「代理認証」（当事者の代理人が、公証人の面前でその署名が当事者本人のしたものであることを自認すること）は、ドイツ商業登記裁判所では認められません。委任状がドイツ法上不十分である場合は、ドイツ商業登記裁判所は登記を行いません。

親会社が日本の株式会社である場合は、定款または定款公証のための委任状に署名できる人は、親会社の代表取締役に限られています。日本親会社が日本で法的に設立され、存在していること、かつ、親会社のために委任状に署名を行った人が相応な代表権を有することを証明（代表権証明）するために親会社の登記関係の証明書が必要です。日本の会社の商業登記簿謄本では、取締役の代表権の制限がないこと（単独代表権を有していること）が一見明らかではないため、多くの場合、「代表者事項証明書」または「登記事項に変更がないことおよび、ある事項の登記がないことの証明書」により、親会社の商号、所在地、代表者の資格、氏名、ならびに代表権の制限にかかわる登記のないことなどを証明してもらいます。上述の「代表権証明」に、法務局長の「証明」および、外務省の「アポストイーユ」を受けなければなりません。アポストイーユ（*Apostille*）とは、「外国公文書の認証を不要とする条約（略称：認証不要条約）」（1961年10月5日のハーグ条約）に基づく付箋による外務省の証明であり、アポストイーユを取得すると、日本にある大使館・（総）領事館の領事認証があるものと同等のものとして、提出先国（ドイツ）で使用することができます。また、ドイツ登記簿に提出する書類はドイツ語のみ認められるので、「代表権証明」と「証明」の

12 ドイツ取締役の選任について、「有限会社（後編）」参照。

ドイツ語訳(法定翻訳)が必要です。

3. 資本金の払込み

定款公証を受けた後、設立中の会社は、ドイツ国内にある金融機関に通常の銀行口座を開設することが可能で、その口座へ設立登記申請の前に資本金を払込む必要があります(ドイツ有限会社法7条2項)。基本出資金の4分の1、もしくは、少なくとも最低資本金の金額の半分(1万2,500ユーロ)を払込後、取締役は登記申請を行うことができます(ドイツ有限会社法7条2項)。取締役は登記申請書において、払い込まれた金額が「自己の自由な処分に委ねられている」ことを保証しなければなりません。

4. 商業登記申請

有限会社の設立登記では、公証した定款を元に社員の任命を受けた全員の取締役が設立登記申請書を提出し、ドイツ公証人が申請書に必要な書類を添えて、有限会社の所在地を管轄する簡易裁判所(Amtsgericht)へ登記申請書を提出します。登記申請を行うのはあくまでも有限会社の取締役本人(全員)です。ドイツ公証人は申請書と添付書類の(電子的)提出を代行します。

- **ドイツ公証人が作成する「設立証書」**
ドイツ公証人は定款を公証し、定款を「設立証書」に添付する
【設立証書】
 - ー社員(親会社)がドイツ有限会社を設立する社員総会決議
 - ー有限会社取締役を選任する社員総会決議
 - 取締役の代表権(単独代表権・共同代表権)の記載
 - 該当する場合、取締役をドイツ民法181条の制限(自己取引・双方代理の禁止)から免除する旨の記載
 - ー新有限会社の定款
- **設立登記申請書**
新有限会社の取締役全員の自署また署名に対するドイツ公証人の認証が必要
【登記申請書に添付する書類】
 - ー「設立証書」(社員総会決議と定款と委任状)を添付
 - ー基本出資の払込みの証明
 - ー基本出資の払込みが取締役の自由な処分に委ねられているという新取締役よりの申告
 - ードイツ有限会社6条2項による欠格事項のない取締役であることの新取締役個人の保証(取締役の任命資格として、国内外にかかわらず、破産引き伸ばし行為、詐欺など刑法上の犯罪を過去に犯していないこと等を保証する)
 - ー新取締役は裁判所に対する無制限の説明義務について公証人より教示された旨の記載
 - ー会社の(ドイツ国内)の住所(Geschäftsanschrift)
 - ー登記が完了したときに登記簿の写しを送付する宛先
 - ー社員名簿(設立時の取締役全員が署名する)

VI. 有限会社設立登記申請に必要な書類

有限会社設立登記申請に必要な書類に関するチェックリストは図表5のとおりです。

【図表5 有限会社設立登記に必要な書類】

有限会社設立登記に必要な書類のチェックリスト

- **ドイツ公証人より公証された定款**
ドイツ公証人の前で定款に署名が必要
【定款の絶対的必要記載事項】
 - ー会社の商号(社名)と所在地
 - ー事業の目的
 - ー基本資本金の額
 - ー各社員が資本金に拠出する出資(基本出資)を引き受けた数および持分の額面
- **該当する場合、親会社よりの委任状**
【委任状】 認証された署名、代表権証明、アポストリーユ添付

VII. 登記申請書と登記完了

登記申請書を受領した管轄裁判官は申請の審査を行います。審査は形式的審査にとどまらず、内容の実質的審査にもおよびます。たとえば、商号について商工会議所から意見を聴取することもあります。登記申請が登記のための要件を充足している場合、裁判官は登記を行い、要件を欠く場合には裁判官は登記してはならないこと(ドイツ有限会社法9c条1項)となっています。問題がなければ申請から数週間で登記が完了します。

有限会社の登記は、商業登記への登録を行った時点から登記によってはじめて有限会社は法人とみなされます(ドイツ有限会社法11条1項)。登記日は、会社が実際に登記簿に登記された日となります。

新設企業は、計画している活動について事業運営の開始前に事業担当局に通知しなければなりません。事業登録に際して営業免許や営業許可が求められることは通常ありませんが、いくつかのビジネス分野では許可あるいは承認が必要となることがあります。

【KPMG Law 法律事務所の紹介】

KPMG Law 法律事務所はドイツの16の都市に事務所を設けており、220人以上のドイツ弁護士が所属する包括した法務サービスを行う総合法律事務所です。

KPMG Law 法律事務所は、専門分野ごとに組織されており、会社法およびM&A/プライベート・エクイティ/ベンチャー・キャピタル、事業再編、労働法、ファイナンシャル・サービス、保険関連、商業関連、コンプライアンス、独占禁止法、知識財産・IT、データ保護法、エネルギー・マネジメント法、不動産法等、企業活動に関連するほぼすべての専門分野に、豊富な実績を有する弁護士が数多く所属しております。

KPMG Law 法律事務所は、グローバルに活動するKPMG会計・税務・アドバイザリー事務所の専門知識を総合したリーガル・アドバイスを提供しております。KPMGとの共同プロジェクトに取り組んだ際に、複数の専門分野を統合したアプローチを行っており、専門分野のファンクションを超えたサービスを提供することが可能です。

また、KPMGのメンバー・ファームである法律事務所およびKPMGと提携している法律事務所と協力し、世界的に60カ国で同等の品質基準で法務サービスを提供し、クロスボーダー取引を迅速かつ的確に対応しております。

KPMG Law 法律事務所は、今後も総合法律事務所として、ドイツおよび国際の企業法務分野において、クライアントのニーズに的確に応える総合的なリーガル・サービスを提供してまいります。

【執筆者紹介】

マクシミリアン・グレーニング (Maximilian Gröning)

ドイツ弁護士、税理専門弁護士

KPMG Law パートナー

KPMG Lawデュッセルドルフ事務所およびKPMG Law Region WEST代表

日系企業担当法務リーダー

KPMGのコアリーダーシップチームのメンバー

専門分野 M&A、企業再編、クロスボーダーM&A取引、Private Equity、Joint Ventures。

小林 あき (Aki Kobayashi)

ドイツ弁護士

グローバルジャパニーズブラクティスマンバー、

KPMG Law Service Line Corporate/M&Aメンバー、

デュッセルドルフ日本商工会議所・法務委員会の専門委員

専門分野 企業再編および会社法、クロスボーダー取引、M&A。

使用言語 日本語、ドイツ語、英語。

【バックナンバー】

「ドイツ税務最新動向 在独日系企業と移転価格税制－税務調査を中心に－」

(KPMG Insight Vol.12/May 2015)

「ドイツにおけるM&A・組織再編関連税制の動向」

(KPMG Insight Vol.16/Jan 2016)

KPMGジャパン ドイツデスク

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

パートナー 岩宮 慎吾

東京事務所

シニアマネジャー 鈴木 雄飛

大阪事務所

シニアマネジャー 竹下 晋平

東京事務所代表番号 03-3548-5805／

大阪事務所代表番号 06-7731-1102

メールアドレス CountryDesk@jp.kpmg.com

日本においては、KPMGジャパンに現在3名のドイツ駐在経験者がドイツデスクに所属し、日系企業のドイツにおける事業展開を日本国内で側面支援しております。ドイツへの新規投資検討段階から、会社設立、事業立ち上げ、現地ビジネスの拡大・再編、などの事業フェーズに応じて、国内外の専門家チームと連携しながら、クライアントの経営課題の解決をサポートいたします。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG Law 法律事務所 デュッセルドルフ事務所

ドイツ弁護士 小林 あき

TEL: +49 211 47555 97 154

akikobayashi@kpmg-law.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.